

令和2年第2回水戸市議会定例会

請願文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 3 号	2. 5. 28	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった女性差別撤廃条約（1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択された。2020年1月現在、締約国189か国中113か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかるジェンダー・ギャップ指数2019によると、日本は153か国のうち121位といまだ低い状況である。選択議定書が批准されれば、条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し、通報者と当事国に見解、勧告を通知する制度を定めている。委員会の意見や勧告には法的拘束力はないが、国際的基準に立った判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となる。女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的・定期的審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告している。2020年度までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める、女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めるとしている。</p> <p>以上の理由から、国の関係機関への女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を水戸市議会として国に提出することを請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を水戸市議会から国へ提出すること。</p>	滑川 友理 土田記代美	総 務 環 境